平成 22 年度

はしご付消防自動車仕様書

横須賀市消防局

第1　総則

この仕様書は、横須賀市（以下「本市」という。）が購入し、中央消防署に配置する 38m級はしご付消防自動車（以下「本車両」という。）について必要な事項を定める。なお、疑義が生じた場合は本市と協議をし、十分熟知のうえ契約するものとし、契約後に生じた疑義は、すべて本市の解釈に従うものとする。

第2　規格

本車両は、本仕様書に定めるところによるほか、緊急消防援助隊設備整備費補助金交付要綱（平成18年4月1日消防消第49号）、はしご自動車の安全基準、道路運送車両法、道路運送車両の保安基準及びその他関係法令の規格に適合し、かつ、日本検定協会の鑑定に合格し緊急自動車として承認が得られるものであること。

なお、車両の製作は消防用車両の安全基準検討委員会が定める「消防用車両の安全基準について」の項目を満足し、品質確保・環境対策の為 ISO 認証取得による品質管理システムにて製造が行われていること。

第3　仕様打合せ

受注者は、契約締結後1ヶ月以内に仕様内容等について本市と打合せを行い、打合せ終了後1週間以内にその打合せ内容の確認書及び製作工程表を提出すること。

第4　提出書類

1　受注者は、上記確認書の提出後、中間検査申請前までに次に掲げる承認図書を2部作成し、本市へ提出し承認を受けること。

（1）製作工程表
（2）外観5面図
（3）承認図
（4）特殊装備部分の電気配線図
（5）消費電力一覧表
（6）その他本市が必要と認めたもの

2　受注者は、納車時に次に掲げる完成図書を作成し、本市へ提出すること。

（1）製本（3部）

ア　本車両仕様書
イ　完成図
ウ　はしご性能試験成績表
エ　第三者機関が発行したはしごの安全基準適合証の写し
オ　外観5面カラー写真
カ　改造概要等説明書
キ　車検証の写し
ク　リサイクル券の写し
ケ　車庫証明の写し
コ　自動車損害賠償責任保険証明書の写し
サ　各種車輌検査項目証明書（検査時画像を添付すること）

（ア）車輌重量実測証明書

（イ）完成車転覆角度実測証明書

シ　その他本市が指示するもの

（2）取扱説明書（3部）

ア 車両取扱説明書

イ はしご取扱説明書

ウ はしご整備説明書

（3）電子媒体（一つの電子媒体に記録し一部提出）

ア　本車両仕様書

イ 完成図

ウ はしご性能試験成績表

エ　第三者機関が発行した安全基準適合証の写し

オ　外観 5 面カラー写真

カ　改造概要等説明書

キ　車検証の写し

ク リサイクル券の写し

ケ　車庫証明の写し

コ　自動車損害賠償責任保険証明書の写し

サ　各種車輌検査項目証明書（検査時画像を添付すること）

（ア）車輌重量実測証明書

（イ）完成車転覆角度実測証明書

シ　承認図書

ス　その他本市が指示するもの。

第5　検査、受領及び保証等

1　検査申請

検査の申請は、検査日の2週間前までに検査日及び検査場所を明記した書面で本市に申請すること。

2　中間検査

中間検査は、ぎ装途中に実施するものとし、検査時期については別途指示する。

3　納入検査

納入検査は、本市検査員及び納入者が立会いのうえ実施する。

4　受領

納入検査の実施後、本市が合格と認めた場合に受領するものとする。

5　保証

設計、製作、塗装、材質、部品等の不良により起因する不都合の発生については、保証期間後といえども受注者において無償により是正修復すること。また、特許その他利権上問題が発生した場合には、その責任を負うこと。

6　技術指導

納入者は本市が別に指示するとおり、本車両及びぎ装装備品等の取扱いについて技術指導を行うこと。

第6　納入

1　納入場所

横須賀市消防局　久里浜整備工場

2　納入期限

平成 23 年9月 30 日(金)

第7　登録手続き等

車両の新規登録及び廃車登録に関する一切の経費については受注者が負担する。ただし本車両にかかる自動車重量税、自動車損害賠償責任保険料及び自動車リサイクル法にかかわる経費は本市が負担する。

第8　廃棄･解体処分

受注者は下記のとおり、無償にて廃車車両及び別表 1･2 に記載する車両取付け品等と同等のものを廃棄･解体処分するか、または解体処分の過程の本市が必要とする作業を実施すること。

ただし、本市の理由により解体処分等が必要ないと判断した場合にはこの限りではない。

1　解体処分方法

(1)車両関係

ア　緊急自動車として再利用、再登録できない状態にすること。

イ　全ての赤色警光灯類(サイレンアンプも含む)を取り外し、再利用ができない状態にすること。

ウ　記入文字の全てを完全に消すこと(色付スプレー等で塗装処理は不可)。

エ　その他本市が指示する必要事項。

オ　上記アからエの作業実施後の4面カラー写真及び国土交通省が発行する解体が行われたことの証明書(登録事項証明書)を提出すること。

(2)装備品関係

ア　転売及び再利用ができないよう、適正に処分すること。

イ　その他本市が指示する必要事項。

2　廃棄車両

廃棄車両の概要は下記のとおりとし、車検証の写しが必要な場合は、下記担当者まで連絡すること。

(1)車体の形状　消防車(316 号)
(2)車名　日野
(3)型式　PR2FNAF
(4)初年度登録　平成4年 10 月
(5)車検有効期間　平成 24 年 11 月6日
(6)車両重量　19,600 kg
(7)車両総重量　19,875 kg
(8)定員　5人

第9　構　造

1　本車両は、常時登録された車両総重量の状態において、十分耐え得るものであること。

2　本車両は、堅牢にして長期の使用に十分耐え得るものであり、強度を損なうことなく軽量化を図るとともに使

用取扱い上の安全性及び操作性、点検、修理等の維持管理を十分考慮したものとすること。

3 使用する材料は、全て新規製品、日本工業規格及び国の補助対象規格(「国が行う補助の対象となる緊急消防援助隊の施設の基準額(平成16年3月30日総務省告示第281号)」並びに「緊急消防援助隊設備整備補助金交付要綱(平成18年4月1日消防消第49号)」)等に基づいて精選された耐久性に富むものを使用すること。

4 車室は堅ろうな天蓋及びドアを有すること。

5 キャブは4ドアダブルキャブとし、乗車定員はキャブ内に5名以上とし、安全に乗車できる座席を設けてあること。

6 乗車人員の乗降時及び走行時における安全の確保に必要な握り棒、手摺り、ステップ、及びシートベルトを設けること。

7 キャブ及びキャブ後部ボディーはFRP素材とすること。

8 キャブ昇降ステップはエアシリンダ展開式とし、各ドアに設けること。なお、この昇降ステップは各ドアの開閉に連動して自動的に展開収納する構造とする。ただし、安全装置としてシャシーのトランスミッションが「N」(ニュートラル)でパーキングブレーキ作動時にのみ各ドアと連動して展開すること。

第10 仕 様

本市が購入する車両の概要は、はしご車専用シャシーに全伸長約40m直進式はしご及びその駆動装置を装備したものである。なお、本はしごには、リフター装置及び、固定式バスケット装置を装備するものとし、詳細は次のとおりとする。

1 車両関係

(1)購入台数

1台

(2)使用シャシー

日野自動車製はしご車専用シャシー(PR1APBF)または同等品以上(10t級後輪2軸)

通常走行最小回転半径	8.0m以内
4輪操舵時最小回転半径	7.2m以内

(3)エンジン

最高出力 279kW(380PS)以上(ポスト新長期排ガス規制に対応したもの)

(4)変速装置

レバー式前進オートマチックミッション

(5)使用燃料

軽油

(6)定員

5名以上

(7)その他の機能及び装置

ア 操舵方式 : 4輪操舵(切換はボタン式操作によりワンタッチで切換ができるもの)

イ 制御装置 : フルエアー式、ABS付

ウ ディスチャージ式ヘッドランプ : メーカー純正

エ 全扉パワーウィンドウ及び集中ドアロック : メーカー純正

オ オルタネーター : 150A

2 はしごの諸元及び性能

（1）諸元

規格地上高	約 40m
起立角	－10° ～75°
はしご段数	5 段
横桟間隔	約 300mm

（2）性能

バスケット許容積載質量	270kg
リフター許容積載質量	180kg
バスケット＋リフター同時使用時許容積載質量	270kg＋180kg

3 はしご構造

（1）はしご本体は高張力鋼材を使用しており、箱型・パイプ等の閉断面部材を電気溶接によってトラス構造に組立てたものとする。また、軽量でかつ正荷重、ねじれ荷重に対して十分な強度を有するものとする。

（2）はしごは、使用範囲内で起伏・伸縮・旋回のいかなる操作を行っても、大きな騒音や振動等の異常がなく、安全で円滑な動作ができるものとする。

（3）はしご本体の各部にローラー及びパット材を設置し、はしごの伸縮が円滑に行えるものとする。

（4）はしご本体の横桟の外周は、合成ゴム製の滑り止めを取付けるものとする。

（5）はしごの最上段先端付近に控え綱用環を装備するものとする。

(6)最上段の先端から後端までアルミ製の管路を取り付け、放水銃と接続すること。

4 はしご駆動油圧機構

（1） エンジンのトランスミッションP.T.O（パワーテイクオフ）により可変容量ピストンポンプを駆動する構造とし、それにより得られた油圧を使用してはしごの起伏・伸縮・旋回・リフター昇降・傾斜矯正及びアウトリガ・ジャッキ操作を行うことができるものとする。

（2） 作動油は、ストレーナー付作動油タンクから油圧ポンプにより加圧され車両後方のジャッキ・アウトリガ用切換弁又はターンテーブル中央の旋回接手を通り起伏・伸縮・旋回・リフター用切換弁に送られ、これらの切換弁の操作により各動作を行う構造とする。（作動油タンクへ戻る配管にも、フィルターを設けること）また、これらの切換弁の中立時（はしごが動作していない時）には、油温の上昇を防止する為、油 圧ポンプの吐出量を最小に抑えるように制御する構造とし、油圧ポンプ吐出側には安全弁を設けること。なお、作動油を強制冷却する方式（オイルクーラー等）は作動油の劣化防止の点から用いないこと。

5 補助油圧ポンプ

シャシーエンジン又は主油圧ポンプが故障した場合でも、はしごの収納を可能にするため主油圧ポンプとは別にバッテリー駆動のモータポンプを装備し、手動切換弁により収納操作ができる構造とする。

6 ジャッキ・アウトリガ装置（車両支持装置）

（1） 車両の前後左右に張出式のジャッキ・アウトリガ装置を設け、ジャッキを車両の左右に張出すことができ、はしご操作時の安定が図れる構造とする。

ジャッキ最大張出幅：前	約 4.7m
ジャッキ最大張出幅：後	約 5.0m

（2） アウトリガは4本とも個別に操作ができ、任意の位置に張出すことができるものとする。なお、ジャッキは4本同時操作ができる構造とする。

（3） ジャッキシリンダの上部にはパイロットチェック弁を設け、万一油圧ホースや配管が破損してもジャッキが縮まない構造とする。

（4） ジャッキ油圧回路には減圧弁を設け、ジャッキの接地面とピストンロッドは自在関節で結合し、車両を無理に持ちあげない構造とする。

（5） アウトリガが張出す部分には、夜間でも判別できる様にスコッチテープによりマーキングをすること。また、その先端には警告灯を設けるものとする。

7 自動傾斜矯正装置

斜板を重ねることによりターンテーブル上のはしごの傾斜を全方向に対して最大 7° まで水平に自動矯正できるものとする。なお、自動矯正ははしご収納状態で行えるものとし、矯正完了後はロックピンにより機械的に自動固定する構造とする。また、安全の為はしご操作時には傾斜矯正を行わないこと。

8 起伏装置

（1） 梯体フレームと支持フレーム及びこれらのフレームを繋ぐ2本の起伏用油圧シリンダにより構成され、梯体フレームにはしごを取付ける構造とする。

（2） 起伏レバーを操作して、起伏シリンダに圧油を送ることによりはしごの起伏を行うものとする。

9 伸縮装置

（1） はしご最下段に2本の伸縮用油圧シリンダを固定し、はしご各段とシリンダ両端に設けたプーリーにワイヤーロープを取付けてはしごを伸縮する構造とする。

（2） 伸縮レバーを操作して、伸縮シリンダに圧油を送ることによりはしごの伸縮を行うものとする。

（3） 起伏角度が低い場合でも縮梯ができるように引戻し装置を設けること。これは走行中、はしご飛出防止装置の役割も兼ねるものとする。

10 旋回装置

（1） はしごは起伏装置と共にターンテーブル上に取付けられるものとする。

（2） ターンテーブル内側には大歯車が形成されており、ターンテーブル上面に設けられた旋回用減速機付油圧モーターに付けられた小歯車と組合せて旋回装置を構成するものとする。

（3） 旋回レバーを操作して、旋回モーターに圧油を送ることにより歯車の噛み合ったターンテーブルが旋回する構造とする。なお、減速機にはメカニカルブレーキを設け、他力によってはしごが旋回しないものとする。

11 操作装置

（1）はしご基部操作装置は、車両右側ターンテーブル上に座席型操作装置を設け、起伏･旋回、伸縮、リフタ操作レバーおよびはしご姿勢表示装置、各種スイッチ、インターホン等のはしご操作に必要な装置を備えるものとする。

（2）はしご基部操作部には操作員保護の為、折りたたみ式の屋根等を設けること。

（3）バスケット内操作装置は、バスケット本体内にボックス型操作装置を設け、2 本の起伏・旋回、伸縮用操作レバーおよび各種表示ランプ、スイッチ、インターホン等の装置を装備し、バスケット内ではしご操作が行えるものとする。
（4）はしごの起伏・伸縮・旋回の動作は、同時操作ができる構造とする。
（5）はしご姿勢表示装置は、基部操作装置座席前面にディスプレイを設け、アウトリガ張出幅に応じた作業半径と現在のはしご姿勢をコンピュータグラフィックスで表示する構造とする。また、自動停止および異常発生時はその警報をディスプレイに表示すること。

12 リフター昇降装置
（1） リフター用減速機付油圧モーターによりワイヤードラムを回転し、ワイヤーを巻取り・巻戻すことにより、はしご上面のリフターを昇降させる構造とする。
（2） リフターレバーを操作して、リフターモーターに圧油を送ることによりリフターを昇降するものとする。
（3） リフターの使用は、はしご起立角 40 度以上で行うものとし、バスケットと同時使用できる構造とする。
（4） ターンテーブルからはしごの最下段にタラップを設けて、リフターへ乗降できるものとし、はしご起立角度や旋回方向によらずに安全に乗降できるものとする。

13 バスケット装置
（1） はしご先端に固定式のバスケット装置を装備し、車両走行時はバスケットをはしご前端部に収納できる構造とする。
（2） バスケット平衡用油圧シリンダを設け、はしごの起伏操作に合わせて、常にバスケットの平衡を保つ構造とする。
（3） バスケット前面に電動式の展開ステップ及び電動放水銃を設け、放水銃の操作は基部操作部及びバスケット内で行える構造とする。
（4） バスケットには、自衛噴霧ノズル、サーチライトを装備するものとする。
（5） 担架固定装置及びスローダンフック（許容荷重 900N）を設ける。

14 通話装置
バスケットと基部操作部及びリフターと基部操作部のそれぞれの間で通話ができるものとすること。

15 安全装置
（1）ジャッキインターロック装置
はしごが収納状態にある場合のみ、ジャッキを操作できる構造とする。
（2）はしご操作インターロック装置
ジャッキが完全に接地されている場合のみ、はしご操作ができる構造とする。
（3）ジャッキ短縮防止装置
油圧ホースおよび配管が破損した場合でも、ジャッキが短縮しない構造とする。
（4）はしご伸縮防止装置
油圧ホースおよび配管が破損した場合でも、はしごが伸縮しない構造とする。
（5）はしご倒伏防止装置
油圧ホースおよび配管が破損した場合でも、はしごが倒伏しない構造とする。

(6)はしご起伏軟停止装置

起伏レバーを急に離したり、起伏操作中に使用限界になったときでも自動的に低速になり停止する構造とする。

(7)はしご伸縮軟停止装置

伸縮レバーを急に離したり、伸縮操作中に使用限界になったときでも自動的に低速になり停止する構造とする。

(8)起伏障害自動停止装置

起操作中にはしごが障害物に当たった場合、安全弁により自動的にはしごを停止し、伏操作中にバスケットが障害物に接近した場合、非接触センサにより自動的にはしごを停止する構造とする。

(9)伸長障害自動停止装置

伸操作中にバスケットが障害物に接近した場合、非接触センサにより自動的にはしごを停止する構造とする。

(10)旋回障害自動停止装置

旋回操作中にはしごが障害物に当たった場合、安全弁により自動的にはしごを停止する構造とする。

(11)使用限界自動停止装置

アウトリガの張出幅によって決められた使用限界にはしごが達した場合、自動的にはしごを停止する構造とする。

(12)過荷重自動停止装置

はしご長さ、起立角による負荷とはしご先端にかかる負荷が大きくなった場合、警報を発して自動停止する構造とする。

(13)傾斜自動停止装置

はしごの傾斜角が約 2 度以上になった場合、警報を発して自動停止する構造とする。

(14)はしご飛出防止装置

はしご収納時に自動的にはしご伸長を固定し、走行時に急ブレーキをかけたり、坂道を下る場合に、はしごが飛び出さない構造とする。

(15)リフター自動停止装置

リフターは、安全のためにはしご先端に 2 段階の停止位置を設け、第 1 限界を解除すると第 2 限界まで低速で上昇できる構造とする。また、収納位置に下降する場合も低速になり自動的に停止するものとする。

(16)リフター落下防止装置

リフターを使用時においてリフタワイヤーが切断した場合、いかなる条件の場合においても自動的にブレーキが作動し、リフターの落下を停止する構造とする。なお、本装置に関しての自動とは落下防止装置に係る一切の操作を行わずに自動的に作動する装置を示す。

(17)緊急停止装置

はしご基部操作装置及びバスケット内操作装置に緊急停止スイッチを設け、緊急時には基部及びバスケットからはしごの動作を停止できる構造のものとする。

(18)旋回固定装置

はしごが他力により、旋回しない構造とする。

(19)車両支持飛出防止

走行中にジャッキおよびアウトリガが飛び出さない構造とする。

(20)はしご監視装置

操作時の安全性を確保する為、起伏・伸縮の検出は 2 重構造とし、はしご制御盤の異常を監視する構造

とする。なお、使用限界停止装置が働かない場合に、はしごが使用限界付近に達すれば自動的にはしごを停止するものとする。

(21)キャブ保護装置

はしご倒伏・旋回操作により、はしごが車両に衝突する前に停止する構造とする。

(22)リフター飛出防止装置

リフターをフックで固定し、車両走行中やはしごを俯角に倒伏した場合でも、リフターが飛び出さない構造とする。

(23)感電防止装置

バスケット内の隊員の感電を防止するため、送電線に近づいた場合に警報を発する装置を設けるものとする。

(24)制振制御装置

はしごに発生した揺れを検出し、瞬時に揺れを打ち消す制御を行うことではしごの揺れを抑制する制御装置(通常の始動時や停止時に作動する軟始動や軟停止機能とは別に設けるもの)を設けること。

(25)メモリーコントロール装置

はしご架梯操作時、同じ作動を繰り返し行う場合にその梯体操作を記憶し、自動で行うことができる機能を設けること。

(26)垂直・水平制御装置

起立・倒伏操作にて、梯体を垂直・水平に作動させることができる装置を設けること。

(27)自動収納装置

基部及びバスケット操作にて、一定の範囲より自動にてはしごを受け台まで収納する装置を設けると。

第 11　ぎ装、装備品及び付属品

1　キャブ上面には補強のためのアルミ縞板を張り、防水処理を確実に施すこと。

2　車両後部は軽量化と十分な強度を得るため、アルミ型材を用いた構造とする。

3　車両には、はしご駆動用の作動油タンクを設けること。なお、タンクの材質はアルミ材とし、軽量化されていること。

4　燃料タンクは適切な位置に取付けること

5　床板及び各ステップはアルミ縞板で製作すること。

6　助手席側の車外に補助ミラーを設けること。

7　リヤエプロンには走行用灯火類及びナンバープレート用ブラケットを取付けること。

8　キャブ後方には、はしご受け支柱を設け、はしごを収納する部分には合成樹脂製ローラーを装備すること。

9　キャブ後部左右と車両後輪後方左右にそれぞれシャッター扉式のボックスを設けること。なお、積載品の出し入れを容易にするため、必要に応じてスライド式の台座を設けること。

10　キャブ後部左右のシャッターボックス後面に昇降用ステップを設け、シャッターボックス及びキャブ上面に容易に昇降できるようにすること。

11　後退警報器(ブザー音)を取付け、解除スイッチを運転席付近に設けること。

12　前側ドアの開閉と連動し、点灯･消灯する室内灯(LEDタイプ・遮光布付)を取付け、前席付近にON／OFF／DOORスイッチを設けること。

13　助手席及び後部座席(左右)にマップランプ(LED・照射角度調整・ON／OFFスイッチ付)を取付けること。

14　電子サイレンアンプ（音声合成機能付きで警鐘の擬似音を発することができ、かつ、拡声装置としても使用できるものであること。専用マイク付き。）を設置すること。取付け位置等は別途協議とする

15　車体にモーターサイレンを取付けること。（取付け位置は、別途協議する。）なお、モーターサイレンスイッチは集中操作スイッチに組み込むこと。

16　集中操作スイッチを取付けること。なお集中操作スイッチで操作できる種類については別途協議とする。

17　キャブ内中央ダッシュボードは電子サイレンアンプ、各種スイッチ等の電装品が埋め込み収納できるものとする

18　後部座席は空気呼吸器取付装置一体型のクイックホルダーを設け、前席には中央部助手席側に空気呼吸器取付装置を設けること。

19　キャブ内に当局が保有する予備空気呼吸器用ボンベの収納スペースを設けること。

20　後部座席後側の空気呼吸器取付装置付近に帽子掛け4個を取付けること。

21　車内に地図入れボックス及びＳ管（8 個）を取付けること。

22　ルームミラー型車載用後方確認装置を取付けること。

23　キャブ上面にキャブ一体型赤色警光灯2個、標識灯2個を取付けること。また、電子サイレンアンプ用スピーカー1個はキャブ上部に取付ける。

24　フロントバンパーには埋込式の赤色点滅灯を2個取付けること。

25　車両側面・後部・基部に赤色点滅灯を各 1 式取付けること。

26　赤色警光灯及び赤色点滅灯スイッチは電子サイレンアンプに組み込むこと。

27　照明灯（作業灯）を車両両側面に各 1 式取付けること。

28　車体後部両側に路肩灯を取付け、車両のスモールランプと連動させ、点灯・消灯させること。

29　標識灯は車両のスモールランプと連動させ、点灯・消灯させること。

30　エンジン室内灯を設けること。

31　各収納庫（※40 は除く）の有効な位置に庫内灯（LEDタイプ・各扉と連動）を設け、スイッチを前席付近に設けること。

32　操作盤・計器類には、照明灯を設けること。

33　車両前部中央に消防章を取付けること。

34　車両及び基部操作部に車外無線送話装置を設けること。

35　オイルパンヒーター（コードの長さは10m以上）を取付けること。

36　車体に手摺り兼用の旗立てパイプ（内径25mm）を設けること。

37　自衛噴霧ノズルを車体左右に各3個及びバスケット左右に各1個設け、操作バルブは、左右個別に設置し操作できること

38　車両後部に中継口及び中継用Ｕ字配管を設けること。

39　車両後部に梯体用ホース収納庫（またはボックス等）を設けること。

40　エンジンルーム上部の支障のない位置に取り外し可能なアルミ製収納庫を設けること。設置個数、設置場所及び寸法等については別途協議とする（担架等収納用）

41　次に掲げる装備品等を安全確実に積載し、かつ、容易に取り外しが出来る堅固な取付け金具またはボックスを取付けること。なお取付け位置の詳細については別途協議とする。

ア　発電機

イ　コードリール

ウ　三脚

エ　管そう

オ　ノズル受け
カ　とび口
キ　金てこ
ク　剣先スコップ
ケ　車輪止め
コ　消火器
サ　ホースブリッジ
シ　ジャッキ敷板
ス　各担架
セ　かぎ付はしご
ソ　本市が支給を予定している資器材（別表3）
サ　その他本市が指示するもの

42　ボディー損傷を防止する板（アルミ製）を取付け品等で損傷を受けやすい箇所に設けること。設置位置は別途協議とする。

43　上記を含み装備品及び付属品一覧は別表1・2とする。

第 12　電装関係

1　バッテリー容量は24V－100AH以上とし、走行用及び特殊装備品の使用に対し、十分な容量を確保すること。

2　車内の乗降等に支障のない位置にバッテリー管理器を取付けること。

3　バッテリー積載部は引出し式とすること。

4　赤色警光灯及び無線機器等の特殊電装品の電源関係は、ACC以上で通電すること。ただし、無線機のメモリー用電源についてはこの限りではない。

5　前席に携帯電話充電用のAC100V出力コンセントを設けること

6　無線機の取付け工事は納車後に本市で実施するため、アンテナ等を新たに用意し取付け及び配線等を行うこと。取付位置等の詳細は別途協議とする。

7　車両動態管理装置（AVM装置）については納車後に本市で載せ替えを実施するため、事前に、アンテナ等を新たに用意し取付けを行うこと。なお、取付け位置等の詳細は別途指示する。

第 13　塗装及び記入文字

1　本車両の外観塗装全般（ホイール、シャッター及び本市が指定する部分を除く）を、マンセル値7．5R 4／14とし、彩度にあっては14以上ならば可とする。

2　収納ボックス内部等をマンセル値10GY7／4及び10GY8／4の近似色又は同等色のグリーンとすること。

3　はしご本体はサンドブラストにて錆落しを行った後、防錆処理を施し、表面を銀色塗装すること。

4　床板、ステップ等のアルミ縞板部分は地色のこと。

5　車両下回り及びジャッキ・アウトリガは黒色塗装のこと。

6　梯体親骨部に、蛍光塗装もしくは蛍光テープを施すこと

7　本車両の記入文字は次のとおりとし文字は丸ゴシック体で全て左から右への横書きとする。なお、記載している文字の大きさを基準とし、バランスよく表示すること。また、各記入位置は車両の形状に応じて調整とする。詳細については別途協議とする（添付している「文字記入位置」は、記入位置を参考にす

るものであり、車両及び資機材等を限定するものではない）。

記入文字	記入位置	色別	１文字の大きさ 縦（mm）×横（mm）
横須賀市消防局	①	白	１１０×１１０
中央	②		８０×８０
	標識灯	黒	別途指示
車両番号 （別途指示）	③	白	８０×６０
補助金充当元 （別途指示）	別途指示		

※記入位置については添付している「文字記入位置」を参照

8　各スイッチ部には、表示プレートを取付けること。

第 14　補足

1　車両取付け品等において同等以上の性能を有するもので応札する場合は、下記担当者に性能資料等を提出し、承認を得ること。

2　納入時までに同等以上の性能を有する新開発・販売された資機材等を備える場合は、本市と協議をし、承認を得ること。

3　本仕様書の「同等品」の定義については、本市が同等以上の機能を有すると認めるものに限る。

4　本仕様について不明な点や疑義が生じた場合は、下記担当者まで連絡すること。

横須賀市消防局　消防・救急課　装備担当　久保
電話046－821－6506

別表1

装備品

番号		品名	適用	数量	
1	車内装備関係	エンジン回転計	固有のもの	1	個
2		エンジン油温計	固有のもの	1	個
3		バックブザー	固有のもの	1	個
4		室内灯	遮光付・LEDタイプ	1	式
5		電子サイレン	TSK5102V(通信機能付き)、50W、専用マイク・スピーカー・電子警鐘付	1	式
6		モーターサイレン		1	個
7		集中操作スイッチ	SBW－100(通信機能付)	1	個
8		空気呼吸器ホルダー	クイックホルダー(後部座席4、前席中央1)	5	基
9		地図入れボックス		1	組
10		バックアイカメラ	ルームミラー型	1	式
11		エアコン		1	式
12		ラジオ	AM、FM	1	個
13		フロアーマット	前後	1	式
14		サンバイザー	運転席、助手席	1	式
15		サイドバイザー		1	式
16		タイヤチェーン		1	式
17		バッテリー管理器	ズボラ充電器	1	式
18	車外装備関係	赤色警光灯	LED警光灯	1	組
19		赤色点滅灯	フロントバンパー・側面・後部・基部	1	式
20		照明灯(作業灯)	両側面	1	式
21		後退灯(バックライト)	固有のもの	1	式
22		サイドフラッシャーランプ		1	式
23		フォグランプ		1	式
24		路肩灯		1	式
25		標識灯	プラスチック製黄色	2	個
26		エンジン室内灯		1	個
27		収納庫庫内灯	各収納庫(LEDタイプ)	1	式
28		計器等照明灯	各計器・操作盤	1	式
29		消防章	樹脂製	1	個
30		車外無線送話装置	取付位置別途調整	3	個
31		オイルパンヒーター	10mコード付	1	式
32		スペアタイヤ	ホイール付	1	本
33		旗立てパイプ	内径25mm	1	個
34	はしご装備関係	油圧計	支持フレーム部　主回路用	1	個
35		水準器	コントロールタワー部(全方向型)	1	個
36		圧力計	リア中継口1箇所、バスケット1箇所	1	式
37		使用限界、過荷重警報ブザー及び信号灯		1	組
38		リフター使用限界ブザー及びランプ		1	組
39		はしご伸長角度計	画像表示装置	1	組
40		許容範囲表示計		1	組
41		インターホン	基部・バスケット部・リフター部・周辺スピーカー付	1	組

42		バスケットサーチライト	別途調整	2	個
43		はしご基部サーチライト	別途調整	1	個
44		梯体部サーチライト	LED　150W相当(リモコン式)	2	個
45		先端表示灯	橙色(バスケット)	2	個
46		バスケット底面表示灯	バスケット底面照明	1	式
47		放水銃	電動放水銃	1	基
48		屋内進入用放水口	バスケット部	1	式
49		リフター昇降タラップ		1	式
50		リフター用リモコン		1	式
51		はしご使用時間計	アワーメーター	1	個
52		ジャッキ部照明灯		4	個
53		風速計	本体 2 箇所(バスケット内、キャブ上)、表示部 3 ヶ所(基部・バスケット、キャブ内)	1	式
54		自衛噴霧装置	車両側面3箇所、バスケット2箇所	1	式
55		先端障害警報装置	バスケット下部	1	式
56		感電警報装置	バスケット下部	1	式
57		自動収納装置		1	式

別表2

付属品

番号		品名	適用	数量	
1	中継口	中継口ストレーナー	プラスチック製	1	個
2		中継用媒介金具	65 ネジメス×65 差込メス(AC)	1	個
3	ノズル	管鎗	PP－65AEXS(643mm)、PP－50AEXS(500mm)	2	本
4		ノズル(替口)	20，23mm各 1 個(AC)	2	個
5		可変噴霧ノズル	20，23mm各 1 個(AC)	2	個
7	ホース	65mm×20m	プロファイターAルミ 1.6Mpa対応、ホース保護具の色及び記入文字については別途指示	20	本
8		50mm×20m	プロファイターAルミ 1.6Mpa対応、ホース保護具の色及び記入文字については別途指示	10	本
9		40mm×20m	プロファイターSルミ 2.0Mpa対応、ホース保護具の色及び記入文字については別途指示	4	本
10		はしご用ホース	地上から接続用1本・梯体用1本	2	式
11		65mm差込オス×50mm差込メス	アルミ製	2	個
12		50mm差込オス×65mm差込メス	アルミ製	2	個
13		50mm差込オス×50mm差込オス	アルミ製	1	個
14		50mm差込メス×50mm差込メス	アルミ製	1	個
15		集水器	オス65mm×メス50mm	2	個
16		誘導棒	RK－0	2	本
17		反射ベスト(レスキューベスト)	救助活動用(別途調整)	5	着
18		耐電服	上着・ズボン・靴・手袋・ヘルメット	5	式
19		耐電棒	長さ1m	1	本
20		投光器	ヤマハ E024 及び E024-1(専用コードリール及び三脚付)	2	式
21		発動発電機	100V×2.3kVA	1	基
22	空気呼吸器	空気呼吸器	A1－08横須賀仕様	5	基
23		空気呼吸器用予備ボンベ	重松製ブルネッカー730CⅡZ(上下保護カバー付・F-265刻印付)	10	本
24	救出用資機材一式	安全ベルト(隊員用)	シットハーネス	5	組
25		安全ベルト(隊員用)	安全帯	2	本
26		レーザー距離計	DISTO D3	1	個
27		資器材落下防止用ストラップ	スナッピーコイル	5	個
28	破壊器具一式	斧	トップマンとび	3	個
29		とび口	約1800mm	2	本
30		金てこ	約800mm	1	丁
31		剣先スコップ	約1000mm	1	丁
32	救助資器材	救助ロープ	東京製綱 M 打ち(赤・青)	2	巻
33		カラビナ(ステンレス製)	大5個、小 10 個	1	式
34		プーリー	三つ打ちロープ用	5	個
35		折り畳みコーン	大	10	本
36	補修	工具	別途調整	1	式

37	用具	補修用ラッカー	仕様塗装色	1	個
38		作動油こし器		1	個
39		オイルスプレー		1	本
40		グリスガン	先端ホース式	1	本
41		リターンフィルタ用エレメント		1	個
42	その他	ホースブリッジ	スーパーL	4	個
43		車輪止	ゴム製	2	個
44		タイヤ敷板	合成樹脂製	4	枚
45		ジャッキ敷板	合成樹脂製	8	枚
46		消火器	ABC 粉末6kg 型 自動車用	1	本
47		控え綱	径 12mm×60m	2	本

※ 別表1・2において同等以上の性能を有するもので応札する場合は、横須賀市消防局 消防・救急課担当者に性能資料等を提出し、承認を得ること。

※ 納入時までに同等以上の性能を有する新開発・販売された資機材等を備える場合は、本市と協議をし、承認を得ること。

別表3

支給予定取付資器材

番号	品名	適用	数量
1	充電式油圧救助器具	オグラ製 OMC-931、OMC-932-SC、OMC-922-SC、OMC-934-SP 、 OMC-923-BAR 、 OMC-935-D 、OMC-932S-M、延長油圧ホース 3m、本体収納ケース	1 式
2	エンジンカッター	ハスクバーナ製 K760Cut－n－Break9“ 専用ダイヤモンドブレード付、(予備替刃 1 組付)	1 式
3	ガンタイプノズル	TS－0501－S(40㎜差込メス) 媒介金具 40㎜差込オス x65㎜差込メス 1 個 媒介金具 40㎜差込オス x50㎜差込メス 1個	4 式
4	ハーネスボード	WHB－900	1 個
5	救助用縛帯	R－430	1 個
6	チタン製かぎ付単はしご	MTL－131	1 基
7	担架	エルゴン(横須賀仕様)	1 個
8	バスケット担架	ファーノ モデル 71-S 梯子車バスケット取付対応品	1 個
9	高圧活線接近警報器	HX-6 型	5 個
10	強力ライト	ファイヤーバルカン LED(071FX) スティンガーLED (001LPB)	2 式
11	発動発電機	EU-9i	1 個
12	緩降機	40m 以上対応品	1 台
13	ハンドマイク	TS－513R(ウエストホルダー付き)	1 個
14	救命胴衣	小型船舶用救命胴衣C－2型	5 着
15	救命浮環	小型船舶用・救命索付	1 個
16	スローラインバック	375130	1 個

文字記入位置
（記入位置を参考にするものであり、車両及び資機材等を限定するものではない）